㈣　受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無	（新設）
㈤　（略）	㈡　（略）
二　（略）	㈠　（略）
(1)　（略）	(2)　医療安全対策（医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無）
(2)　医療安全対策の実施	
㈠　副作用等に係る報告の実施件数	（新設）
㈡　医療安全対策に係る事業への参加の有無	（新設）
(3)～(5)　（略）	(3)～(5)　（略）
(6)　医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数	（新設）
(7)　健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数	（新設）
(8)　患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数	（新設）
(9)　（略）	(6)　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別表第一の第二に掲げる事項に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八条の二第一項又は第二項の規定に基づく報告の体制が整備されていないと都道府県知事が認める当該都道府県にその所在地がある薬局の開設者については、平成三十一年十二月三十一日までの間は、新規則別表第一の第二の規定は、適用しない。